

基本点数(令和7年4月1日 改正)

保育の必要性		保護者の状況細目		基準点数
区分	類型			
1 就労	居宅外労働	外勤 居宅外自営	週40時間以上の就労	10
			週35時間以上の就労	9
			週30時間以上の就労	8
			週25時間以上の就労	7
			週20時間以上の就労	6
			週12時間以上の就労	4
	居宅内労働	居宅内自営 農業	週40時間以上の就労	9
			週35時間以上の就労	8
			週30時間以上の就労	7
			週25時間以上の就労	6
			週20時間以上の就労	5
			週12時間以上の就労	3
		内職	週30時間以上の就労	5
週20時間以上の就労	4			
週12時間以上の就労	2			
2 妊娠・出産	出産予定月の2か月前から出産後2か月		6	
3 保護者の疾病・障害	疾病	1か月以上の入院または入院見込み、常時臥床の場合		10
		居宅内療養 (1か月以上)	安静を要すると診断された場合または日常生活動作に支障を来している場合	8
			上記以外で通院加療が必要な場合	3
	障害	「身体障害者手帳1～2級所持」、「聴覚障害者1～3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合		10
		「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合		6
		「身体障害者手帳4～6級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合		3

4 同居親族等の介護・看護	施設への送迎をし、かつ、付添介護のために保育することができない場合または重度身体障害者、寝たきり高齢者等の介護を常態とする場合		区分1のうち外勤を準用
5 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧のため保育することができない場合		10
6 求職活動(起業準備含む)	内定	入所希望日時点で就労する予定がある場合	区分1を準用
	未定	求職活動または起業準備のため保育することができない場合	1
7 就学	日中、就学・技能習得等のため、保育することができない場合(教習所は除く)		区分1のうち外勤を準用
8 虐待・DV	児童虐待やDV(配偶者に対する暴力をいう。以下同じ。)のおそれがある場合		※
9 育児休業	育児休業取得時に既に保育所等を利用している子どもがいる場合で、当該子どもの継続利用が必要であると認められる場合		3
10 その他	不存在	死亡、離婚、行方不明、別居(離婚調停もしくは裁判中に限る)、拘禁等	10
	上記以外で、明らかに保育することができないと認められる場合		※

「※」については、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。

(備考)

- 1 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数の高い方の事由を採用する。
- 2 父母各々の基本点数の合算を、利用申込み児童の基本点数とする。
- 3 「1就労」の就労時間は休憩時間を含み、残業時間・通勤時間を含まないものとする。
不規則勤務等、表記の就労時間数によりがたい場合は別途判断する。

調整点数

類型	区分	状況	点数	備考
世帯の状況	1	ひとり親世帯	2	
	2	生活保護世帯	2	
	3	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	1	
	4	児童虐待やDV等により社会的養護が必要な場合	10	基本点数区分8と重複して加算しない
	5	保護者の疾病の程度が週3回以上の通院を必要とする場合	1	
	6	通信制大学、通信教育の学生である場合	-3	
	7	同居の65歳未満の祖父母が無職、求職中または月48時間以上の就労をしていない場合(疾病・介護等で保育にあたることのできない場合を除く)	-10	
児童の状況	8	現在利用している保育所等の利用継続を希望する場合で、区分18に該当しない場合(地域型保育事業を利用していた子どもが卒園後に保育所等の利用を希望する場合を含む)	0~4歳:3 5歳:7	
	9	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	2	区分10と重複して加算しない
	10	兄弟姉妹がすでに保育所等を利用しており、同一の保育所等の利用を希望する場合	4	区分9と重複して加算しない
	11	保育所等を利用中の場合で、年度途中において他の保育所等への転園を希望する場合(特別な理由がある場合を除く)	-10	
	12	小規模保育事業などの地域型保育事業の卒園者である場合	4	
就労状況	13	産前・産後休暇または育児休業取得時に保育所等を退所した児童が、保護者の復職時に、退所した保育所等への利用申込みをする場合(育児休業の対象になった弟妹が同時に利用申込みをする場合はその弟妹を含む)	10	
	14	産前産後休業または育児休業後に職場復帰する場合	2	
	15	保護者が保育士または保育教諭として町内保育所等で勤務する場合(内定含む。)	20	区分16と重複しない
	16	保護者が保育士または保育教諭として保育所等で勤務する場合(内定含む。)	5	区分15と重複しない
	17	保護者が看護師または保育補助者等(子育て支援員等)として町内保育所等で勤務する場合(内定含む。)	10	
	18	就労内定のうち、就労開始時期が未定の場合	-3	
その他	19	未納の保育料が6か月以上あり、かつ納付の相談がない場合または未納保育料の納付約束を履行しない場合	-10	
	20	町外在住者(保護者の単身赴任等正当な理由がある場合または転入予定者を除く。)	-10	

調整点数において、同時に複数該当する場合は、該当するものすべてを加(減)算したものを調整点数とする。

同一点数時の順位表

順位	項目
1	世帯の状況による優先順位 ①生活保護世帯 ②ひとり親世帯
2	兄弟姉妹が希望の保育所等に在所または入所が内定し、同じ保育所等へ入所する場合
3	保育士または保育教諭として保育所等で勤務する者
4	当該保育所等の希望順位の高い者
5	基本点数が高い世帯
6	保育の必要性区分による優先順位 ①災害復旧 ②虐待・DV等 ③疾病・障害 ④就労(居宅外) ⑤就労(居宅内) ⑥妊娠・出産 ⑦求職活動(内定) ⑧介護・看護 ⑨就学 ⑩育児休業 ⑪求職活動(未定)
7	希望の保育所等へ入所保留となっており、新年度申請時に同じ保育所等へ入所を希望する場合
8	保育料の滞納がない者
9	養育している小学生以下の子どもの数が多い者
10	合計所得金額が低い世帯